

「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」の概要

1 構想の基本的事項

(1) 構想の位置づけ

山梨県生活環境の保全に関する条例第58条に定める生活排水処理施設(下水道・農業集落排水処理施設・浄化槽など)の効率的な整備に関する計画

(2) 構想見直しの趣旨

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成26年1月)(国土交通省・農林水産省・環境省)を反映した施設整備の推進
未整備区域における生活排水処理施設の整備推進
老朽化する生活排水処理施設の計画的な改修や改築・更新、統合

2 生活排水処理施設整備の状況と効果

(1) 本県の生活排水クリーン処理率(注1)

平成7年度末 36.7% → 平成27年度 80.7% (+44ポイント)

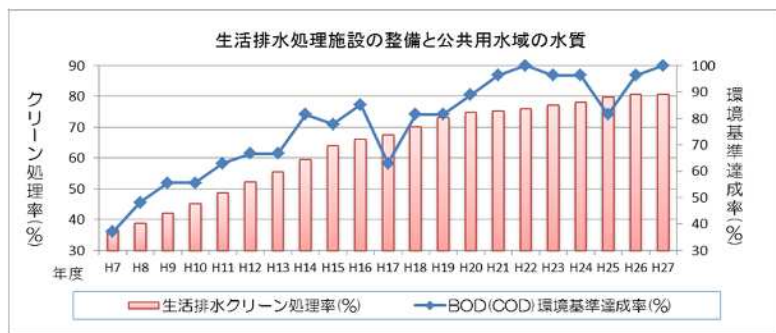
(2) 公共用水域におけるBOD(COD)(注2)環境基準の達成率

平成7年度 37% → 平成27年度 100%

(注1)生活排水クリーン処理率:県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合

(注2)BOD:水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標

COD:水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量で、湖沼等の有機汚濁を測る代表的な指標



3 生活排水処理施設の整備における課題

未整備区域の早期解消
既整備施設の計画的な修繕、改築・更新や統合による効率化
社会情勢の変化に伴う下水道事業計画の見直し
下水道水洗化率の向上
浄化槽法定検査受検率の向上

4 構想の見直し方針及び方法

(1) 見直し方針

基本となる検討単位区域及び将来人口等の設定
検討単位区域について、集合処理と個別処理の経済比較や区域間の接続を検討の結果に加えて、住民の意向なども踏まえ、処理区域(集合処理または個別処理)を設定
整備時期等を考慮して、事業の種類を検討
中期的な施設整備手法と、長期的な施設整備・管理運営方法について、市町村整備計画としてとりまとめ

(2) 見直し方法

事業主体である市町村の整備計画を基に、県と市町村との協議・調整を図りながら構想を見直し

5 見直し後の構想

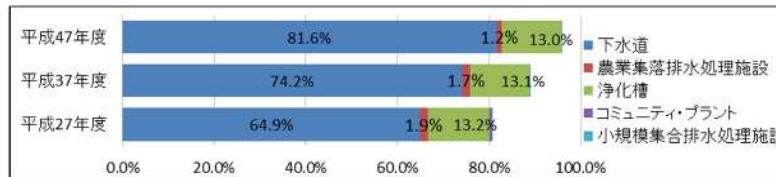
(1) 見直しによる処理区域の変更とその効果

2市の3下水道で、計画区域を拡張(計32ha)し、施設整備を加速
10市町村の20下水道で、計画区域を縮小(計1,982ha)し、浄化槽の整備を図ることで、全体としての事業費を抑制
4市の農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラントなどの22の処理場を近隣の処理場と統合することで、持続的な生活排水処理システムの構築を推進

(2) 生活排水クリーン処理率



処理施設別人口割合



(3) 普及啓発

下水道への接続促進 浄化槽の適正な維持管理

(4) 進行管理

計画の進捗管理とフォローアップ 構想の定期的な検証と見直し